

自動販売機の設置・管理運営事業者の募集

1. 趣旨

現在、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「当機構」という。）では、福利厚生を目的として飲料及び軽食類の自動販売機を設置しています。

現在の契約期間終了に伴い、新たに企画選考を目的とした募集を行います。

つきましては、本募集に参加を希望する皆様（以下「受注者」という。）は、次の要領に従いご応募ください。

2. 募集物件の概要

(1) 以下に示す①～⑥の6件について、個別の事項として募集を行います。

物件番号	物件名（外形寸法上限）	設置場所	台数	品目	回収箱の要否	過去の販売実績数（2024.10～2025.9）
①	自動販売機 (幅1200×奥行900mm以内)	本館 1階	1	飲料 (缶、ボトル等)	要	22,625本
②	自動販売機 (幅1200×奥行900mm以内)	本館 1階	1	飲料 (缶、ボトル等)	要	22,207本
③	自動販売機 (幅1200×奥行900mm以内)	本館 1階	1	飲料 (缶、ボトル等)	要	—
④	自動販売機 (幅1200×奥行900mm以内)	本館 1階	1	飲料 (カップ式)	要	9,095杯
⑤	自動販売機 (幅1200×奥行900mm以内)	本館 1階	1	食品（軽食品類等）	否	4,990個
⑥	自動販売機 (幅1200×奥行900mm以内)	別館 2階	1	飲料 (缶、ボトル等)	要	4,697本

*1 外形寸法上限には、放熱スペース等を含みます。

*2 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

*3 各自販機の周辺約1m以内に100V15Aコンセントがあります。

*4 現在設置している③に相当する機器は、品目に紙パックを含むものであり、過去の販売実績数は、1,924本です。

(2) 自動販売機設置等の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

ただし、契約日からの運用状況等によって、終了期間満了を待たずに終了することがあります。その際は、2ヶ月以上前に書面にて通知します。

なお、設置の日程表は別紙1のとおりとし、それによりがたい場合は当機構企画管理部人事企画課の担当職員（以下「担当職員」という。）と協議することとします。

(3) 自動販売機の設置場所

東京都渋谷区西原2-49-10

独立行政法人製品評価技術基盤機構（本館及び別館）内

物件の設置場所については、別図のとおり。

(4) 設置条件

- ① 自動販売機は、自動販売機の設置場所に示した場所に指定した外形寸法を超えないものを設置してください。
設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止対策を行うなど安全に配慮してください。
- ② 電力使用量計測用子メータを設置するほか、漏電、火災及び転倒防止等の安全対策も併せて行ってください。
- ③ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ器（エコ・ベンダー機能など）や、二酸化炭素を冷媒したノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備え、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を満たす自動販売機を設置してください。
- ④ 支払い方法は市場で流通している紙幣・貨幣に対応するものとしてください。
- ⑤ 2.(1)①、②、③及び⑥は、キャップレス決済（QRコード、交通系電子マネー等）機能を備えるものとしてください。
- ⑥ 2.(1)①及び②は、大型コイン一括投入口、商品選択ボタンの位置、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した機種としてください。
- ⑦ 2.(1)③及び⑥は、災害対応型自動販売機として災害時に自動販売機内の全ての飲料を無償提供することができる自動販売機としてください。
- ⑧ 2.(1)④は、設置箇所背面にある水道に直結する自動販売機としてください。
- ⑨ 受注者は、食品衛生法に基づく許可又は申請が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、自動販売機を設置してください。

(5) 管理運営業務について

- ① 受注者は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行してください。
- ② 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従ってください。
- ③ 自動販売機の設置・管理、故障時の対応、商品の点検・補充、金銭管理など自動販売機の管理運営については、受注者が責任を持って行ってください。

- ④ 商品の点検・補充については週1回以上行うこととし（自動販売機の販売商品の賞味期限に注意）、在庫・補充管理を適切に行ってください。販売商品の搬入・廃棄物の搬出等については、原則として平日9:00-18:00内とし、就業の妨げとならないよう配慮してください。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、受注者の責任において即時に対応してください。
- ⑥ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
- ⑦ 2. (1)①～④及び⑥の自動販売機には、販売する飲料の容器（缶・ボトル等）の回収箱を併設し、受注者において適切に回収、処理をしてください。回収箱に他社の容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収することとします。また、回収した容器については、リサイクルに努めてください。
- ⑧ 従事者の身元、規律の維持風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、受注者が一切の責任を負うものとします。
- ⑨ 従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこととし、担当職員に速やかに報告してください。
- ⑩ 2. (5)④及び⑦の曜日又は頻度並びに時間帯について、契約後速やかに担当職員に報告してください。他の受注者との調整が必要な場合には、担当職員と相談し実施してください。

(6) 費用等について

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メータ設置費用等を含む。）並びに維持管理に係る一切の費用は、受注者の負担とします。
- ② 自動販売機の運転に必要な電気等の使用料金についても全額受注者の負担とし、当機構が発行する請求書により、当機構が指示した方法により指定する期日までに納付してください。ただし、今後、固定資産税の納付が必要になった場合には、別途固定資産税相当額を請求する場合があります。

(7) 秘密の保持

- ① 受注者は、担当職員の指示及び本業務の遂行上知り得た当機構の秘密に関する事項（書面等を持って当機構が受注者に提供した情報及び当機構内又はそれに準ずる場所での作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用しない又は第三者に開示しないものとします。
- ② 受注者は自らの従事者に本業務を遵守させるために必要な措置をとるものとします。

(8) 再委託

受注者は、本業務の一部を第三者に再委託等できるが、全てを再委託できないものとします。

なお、再委託等する場合には、受注者は当該第三者に対し、「2. (7) 秘密の保持」に

ついて受注者と同様の義務を負わせるものとします。

(9) **損害賠償**

受注者は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に
関して当機構に損害を与えた場合には、当機構に対し一切の損害を賠償するものとします。

(10) **自己都合による業務の解除**

受注者は、自己都合により本業務を解除しようとするときは、2ヶ月以上前に当機構に
通知し、当機構の指示する方法により解除することができます。

(11) **自動販売機の撤去**

受注者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自動販売機を撤去し、
原状回復については、担当職員と協議することとします。

なお、原状回復に要した経費並びに一切の費用は、受注者の負担とします。

(12) **応募資格**

応募資格として次の要件を満たすことが必要です。

- ① 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- ② 業務上の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。
- ③ 資産使用貸借契約書の条項を遵守できること。(別紙2 資産使用貸借契約書(案))
- ④ 本募集内容の全記載事項を遵守できること。
- ⑤ 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、営業が許可されたもので
あること。
- ⑥ 応募前に、設置箇所を確認していること。

(13) **応募方法**

応募者は、応募期間内に提案書等を E-mail にて提出してください。

なお、募集要項は下記よりダウンロードできますのでご参照ください。

<https://www.nite.go.jp/nite/chotatsu/nyuusatsu/nyusatsu.html>

3. **設置事業者の決定等**

(1) **設置事業者の決定**

提出された提案書をもとに審査を行い、設置事業者を決定します。必要に応じて応募者
による口頭説明をお願いすることもあります。

(2) **審査基準**

審査基準は次のとおりとします。

- ① 提出された提案書の内容が、職場内の利便機能充実となること。
- ② 環境対策機能を備えた自動販売機であること。
- ③ 当該業務を実施するための体制等が整っていること。

4. 提案書等の提出先

提出期限： 令和8年1月29日（木）15時00分 必着

提出先： 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

企画管理部 財務・会計課 契約担当

E-mail : n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp

5. 本件に関する問い合わせ先

以下の問い合わせ先までE-mail又は電話にてお問い合わせください。

問い合わせ先：独立行政法人製品評価技術基盤機構

企画管理部 財務・会計課 契約担当

TEL : 03-3481-1932

E-mail : g-keiyaku@nite.go.jp